

少ない掛け金で大きな補償

総務課 内線234

交通災害共済は、万が一交通事故により死亡またはケガをされた場合に、見舞金を支給する公的共済制度です。平成22年度の加入者を募集しますので、次の制度概要を確認の上、お申し込みください。

適用となる交通事故

日本国内で、航空機・船舶・汽車・電車・バス・モノレール・トロリーバス・自動車・原動機付自転車・自転車・荷車・車いす等の交通により、歩行者や交通乗用具に乗っている共済加入者が軌道その他道路交通法に規定する道路等（一般の交通の用に供する場所）で交通乗用具の接触または衝突等により災害を受けた場合に適用されます。

加入資格

- ① 鬼北町内に在住し、住民基本台帳に登録されている方（外国人登録者も含む）
- ② 加入者の被扶養者であり、町外に居住されている方（学生など）

掛金

- ① 一般 700円
- ② 中学生以下（平成7年4月2日以降に生れた方） 300円

共済期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間（年度途中から加入する場合は、掛金を納めた日の翌日から平成23年3月31日まで）

見舞金

死亡の場合、100万円、ケガの場合は治療（入院・通院）日数に応じて、2万円から15万円が支給されます。

申込方法

組長さんを通じて申込書とパンフレットを配布しますので、掛金を添えて組長さんにお渡しください。組外の方は、直接総務課地域安全係へお申し込みください。

鬼北町臨時議会報告

議会事務局 内線290

平成22年第1回鬼北町議会臨時会が1月13日に開催され、原案のとおり可決・同意されました。

議案

- ▼ 工事変更請負契約（平成20年度地域インターネット基盤施設整備事業整備工事）の締結について

同意

▼ 鬼北町教育委員会委員の任命について

次から次へと勧められ・・・

産業課 内線263

次々販売とは

一度契約をした消費者をターゲットに、一人の消費者に次から次へと新たな勧誘をし、契約をさせることを次々販売といいます。

次々販売では、リフォーム工事や床下換気扇、ふとん類、アークセラー、エステティックサービスマシナなどのさまざまな商品やサービスを勧めます。次々販売は、業者の執拗な勧誘だけでなく、支払能力を無視して次々とクレ

ジット契約を結ばせ、結果的に契約金額が高額となり、消費者が毎月の支払いに追われるようになることもあり注意が必要です。

被害にあわないために

- ・ 業者の勧誘には毅然とした態度で対応しましょう。
- ・ 契約を結ぶ前に、本当に必要なものかどうかを家族や周りの人に相談しましょう。
- ・ もし契約してしまったら、クーリングオフや解約が可能なのもあるので、最寄りの相談窓口にご相談しましょう。
- ・ 高齢者に対しては、何か変わったことがないか声をかけるなど、日頃から家族や周りの方で確認しましょう。

クレジット規制の強化について

平成21年12月に施行された改正特定商取引法・割賦販売法では、訪問販売業者などによる商品やサービスの説明に偽りがあった場合や、必要以上の量の商品の購入契約があった場合には、クレジット契約を取り消して、すでに支払ったお金の返還請求が可能となりました。

高齢者をターゲットにした悪質な訪問販売に関して、何か心配なことがありましたら、次の

